

第2回水戸県中央交通圏タクシー特定地域協議会、第2回県南交通圏タクシー特定地域協議会、第2回県西交通圏タクシー特定地域協議会 議 事 概 要

平成21年12月11日(金)

14:00~15:40

茨城県 土浦合同庁舎

分庁舎 第3会議室

1. 開 会

- ・事務局より開会宣言を行い、配布資料の確認
- ・資料1「第1回茨城県タクシー特定地域協議会議事概要」の2ページの大貫委員からの質問に対する事務局の回答の補足説明

事務局の回答の2段落について、減車について皆様の議論のなかでご検討していただくような表現をしておりますが、1段落で申し上げてるとおり、この協議会で議論を行うことではありません。細かい減車の問題については、あくまでもタクシー事業者間の問題になります。

- ・資料1の4ページの谷島委員からのご質問に対する事務局の回答における具体的な根拠に関する補足説明

特措法第10条において、「地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であって、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされたものは、当該地域計画に従い、事業を実施しなければならない。」と規定されていることから、この地域計画を合意した場合、事業の実施主体は、事業の遂行義務が生じることとなります。

2. 会長挨拶

鬼沢会長

- ・第1回協議会において、事務局より「特措法制定の背景」、「協議会の目的と役割」、「茨城県のタクシー事業の現況」、「地域計画」について、ご説明をいただいたところである。
- ・第2回協議会においては、地域計画骨子(素案)ということで、各交通圏ごとに今後のタクシー事業の活性化・適正化に向けた方向性をお示ししていただいておりますので、皆様のご意見をお伺いしたい。
- ・また、それに伴い、今後、公共交通機関としてのタクシーのあり方を考えていきたいと思っておりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見をよろしく願います。

3. 議 事

「各交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」の変更承認

- ・事務局より設置要綱変更の説明を受け、各交通圏とも構成員満場一致により要綱の変更を承認

「地域計画骨子（素案）」について

- ・事務局より、各交通圏における地域計画骨子（素案）について、資料説明

- ・以下討議内容

大塚委員	<ul style="list-style-type: none">・鉄道・バス等と連携した総合交通ネットワークの機能の向上、各都市計画・交通計画等との一体となった機能の向上を取組みの方向性として掲げていると思いますが、それに対する地域計画の目標は、「観光への取組み」等で掲げているかと思われますが、もう少し交通ネットワーク関係があった方が良いのでは。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・具体的な施策については、今後、検討していきますので、現時点では決まっておりません。
鬼沢会長	<ul style="list-style-type: none">・特定事業計画に盛り込むとしても、今後の議論の方向性を考えて作成するというところでよろしいですね。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・はい。
高橋委員	<ul style="list-style-type: none">・本日、提示を頂いた地域計画骨子（素案）の基本的な方針のなかで、労働条件の悪化ということで書かれております。これについては、私どもも同じ意見でございます。・1つの事例を申し上げますと、11月21日（土）になりますが、勤労感謝の日に合わせて無料の電話相談を実施したところ、タクシー運転者のご家族から月200時間以上の労働をしているが、実質手取りが12万円という状況であるとの話がありました。今回、提示して頂いた地域計画骨子（素案）のなかで、賃金構造基本統計調査の数値を用いて平均319万円とありますが、あくまでも平均値でありますので、年収が500万円の人もいれば、まさに200万円を下回るような人もいるわけです。・昨年、非常に話題になりましたが、派遣労働者のなかのワーキングプアですが、働いても働いても生活保護水準より低い。実際に県内のタクシー労働者の中にはこのような現状にあるということを、私どもも非常に重く受け止めているところでございます。・今回の地域計画骨子（素案）の現状、目標のなかで労働条件の題材、特

に賃金格差の解消と書かれておりますので、是非このような計画でまとめていただけるようお願いしたい。また、地域計画に示された目標を実現できるような特定事業計画にさせていただけたらとお願い申し上げます。

- 鬼沢会長
- ・この地域計画に合わせた形の特定事業計画、また、それぞれの地域性もございますので、それに合わせた特定事業計画になってくると思います。
 - ・今後、第3回目の協議会において、この地域計画に基づいた特定事業計画（案）を出せればと思います。

- 大貫委員
- ・現在、デフレに突入しているなか、各企業が自助努力をして利益を生み出そうとしているなかで、非常に不思議なのが、この業界は国が助けてくれるのか。料金も含めて国が誘導していくと。
 - ・料金と車両台数の問題が出てきているが、各企業の自助努力以外どうしようもないことなので、強制的に車両台数が何台、料金がいくらというよりは、枠組みの中でどれぐらいが企業にとってベストなのかは、各企業が宣伝していくことが良いのでは。
 - ・つまり、利益を生み出せる企業体質を構築していくことが、供給過剰を解消するためには一番必要だと思います。

- 事務局
- ・各企業の自助努力は当然に必要であると考えております。
 - ・それも踏まえた上で、今回の地域計画骨子（素案）2. に記載してある「事業経営の活性化、効率化」も重要な1つの要素であり、このようなところを捉えてタクシー業界として取り組んでいただければ良いと考えております。

- 鬼沢会長
- ・協議会の設立の趣旨は、国主体ではなく、各交通圏ごとのタクシー事業者の協議会でございます。そこに国が資料提供等により協力をして協議会を実施しているものであります。
 - ・協議会自体は、タクシー事業者が各交通圏の中で、どのような取組みを実施して、どのように活性化していけば良いかの話し合いをし、地域計画を作成する場になりますので、国主導の協議会ではございません。

- 小貫委員
- ・観光地（登録文化財）等を案内する時にタクシーを利用すると、往復でかなりの金額になってしまう。
 - ・往復利用した人に対する割引制度、あるいは観光客のための交通手段となれるような運賃制度があれば良いのでは。
 - ・また、JR東日本とタクシー協会のタイアップによる旅行客のための交

通体系等もあっては良いのでは。

鬼沢会長

- ・今後、地域の町興しみたいなのは、今後、大事だと思います。
- ・その中で、地域計画骨子（素案）にもありますように、「総合交通ネットワークの一員としての機能の向上」、「観光への取組み」を実施していきたいと思います。
- ・しかしながら、タクシー事業者のみでは実施できない問題でありますので、関係する行政機関等と「タクシーは、今後どのように貢献できるか」の話をするのが本協議会の趣旨になりますので、貴重な意見をありがとうございます。

齋藤委員

- ・小貫委員が言われたとおり、メリハリをつけた料金設定など、タクシー業界あるいはJRだけではできないことなので、各自治体との調整が必要である。
- ・また、過疎地において、総合的な送迎等を実施している自治体もあると思いますので、そういった事例等を総合的にこのような取組みのなかに取り入れながら、全体が協力していかなければならないと思います。
- ・そういった中では、JRも協力をしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局

- ・観光タクシーはございますが、非常に厳しい現状の中で、低料金で実施することは難しいと考えております。
- ・また、参考までに申し上げますと、石岡市が、以前、タクシー会社とタイアップして観光地を周遊する観光タクシーを実施していた経緯がございます。

菅澤委員

- ・これからの高齢化社会において、タクシーは重要な交通機関になってくると思います。
- ・その中で、近年、コミュニティバス等の運行が多く見られるが、各自治体等、関係する機関と協議を進めながら、タクシー業界の皆様にも参加していただきたい。
- ・もう1点は、企業と運転手がバラバラである。運転手のマナー教育もお願いします。

鬼沢会長

- ・茨城県内の自治体においても、地域住民を運ぶ何らかの手段をいろいろ模索し、実施している自治体が多数ございます。
- ・そのような中で、その各地域から離れた人たちはどうするのかとの問題もございますので、この各交通圏ごとの協議会の中でいろいろな検討を

して、活性化を図っていくことも1つの手段だと思えます。

- ・また、経営者と運転者による意思疎通及び運転者マナーの向上については、地域計画骨子（素案）において、「タクシーサービスの活性化」を目標として入れさせていただきましたので、今後、その目標を達成していくために、どのような事をしていくのかは、今後の協議会において、ご意見をいただければと思えます。

小泉委員

- ・タクシーを利用する側が、積極的に意見・要望を出していかないと、実体的な議論ができていかないのではないかと。論点がずれてしまうのではないかと。
- ・しかしながら、今回、地域計画骨子（素案）が出てきましたので、これを積極的に盛り上げることで、作り上げていくことが必要だと思っております。
- ・今回の地域計画骨子（素案）における1．基本的な方針のまとめが、他人事のようなまとめであるとの印象を持ちまして、「受給のアンバランスな状態では、状況の抜本的な改善は難しい」と評論家的なまとめをしておりますが、現状分析を含め、もう少し踏み込んだ内容が必要ではないかと。
- ・また、地域計画の目標の タクシーサービスの活性化について、次回以降に具体的な内容の討議になるかと思えますので、利用する側、利用していただく側、利用を積極的に掘り起こしていかないと、場当たりの論議・問題意識が違った論議になってしまうことを危惧しております。

事務局

- ・地域計画骨子（素案）1．基本的な方針のまとめの結びについては、前提として需要と供給がアンバランスな状態の場合であり、このまとめの部分では、受給がアンバランスでない状態にしていくことを言っております。

鬼沢会長

- ・タクシーサービスの活性化については、今後、具体的な計画をお示ししていくこととなります。また、お示したなかで委員の皆様方にご意見を伺うということで進めていきたいと思えます。

渡邊委員

- ・地域計画骨子（素案）の地域計画の目標において、労働条件の改善等、運転者の職の確保等が盛り込まれていることに関しましては、大変うれしく思っている。
- ・タクシー業界そのものを支えていくのは、やはりタクシー運転者だと思っております。現在、タクシー運転者は若い人にとって魅力の無い職業になっていることから、この点についても、何らかの改善をしていかな

いと、この業界そのものが衰退してしまうと思います。

- ・また、タクシーは一般の生活の中でも必要な交通機関であって、今後も続けて行かなければならないものであり、後生にも残していかなければならないものである。
- ・そのような観点から、経営者もそうですが、もちろん利用者の立場も考えた中で、さらに、それを現場の第一線で支えている運転者の立場も論議のうえ、改善していただきたい。

その他について

- 事務局
- ・今後の協議会の進め方についてですが、次回の協議会は地域計画（案）のご提案になり、より具体的な計画の議論・検討をお願いしたいと思っておりますので、各交通圏ごとに開催をしたいと考えております。

(5) 閉 会

本日は、ありがとうございました。
今後ともよろしく申し上げます。

以 上